

お客様各位

東京ベイ信用金庫

「借換&フリーローン虹空」規定改正のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、「借換&フリーローン虹空」の規定の内容が令和5年11月1日より下記のとおり一部変更となることをお知らせいたします。

また、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 規定の改正内容

旧

規定 第6条、1項、2号

借主が住所変更の届け出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって当金庫に借主の所在が不明となったとき

新

規定 第6条、1項、2号

借主が行方不明となったことを当金庫が知ったとき（住所変更の届け出を怠るなども含む）

2. 改正日

令和5年11月1日（水）

以上